

	改正番号	改正年月日	適用年月日	整理年月日	備考 制定
1	空総第 130 号	昭和 42. 3. 13	昭和 42. 8. 1		
2	空制第 5 号	44. 1. 9	44. 4. 1		
3	空制第 86 号	44. 5. 15	44. 5. 15		
4	空制第 160 号	44. 9. 12	44. 10. 16		
5	空制第 227 号	44. 12. 26	45. 1. 15		
6	空制第 10 号	45. 2. 15	45. 4. 1		
7	空制第 58 号	45. 3. 30	45. 4. 1		
8	空制第 215 号	45. 10. 26	45. 11. 1		
9	空制第 189 号	46. 10. 26	46. 11. 1		
10	空制第 7 号	48. 1. 18	48. 1. 25		
11	空制第 152 号	49. 9. 6	49. 11. 1		
12	空制第 136 号	50. 6. 20	50. 7. 15		
13	空制第 296 号	50. 10. 1	50. 10. 10		
14	空制第 10 号	51. 1. 28	51. 2. 15		
15	空制第 80 号	51. 4. 23	51. 5. 20		
16	空制第 37 号	52. 2. 26	52. 4. 1		
17	空制第 238 号	53. 1. 12	53. 3. 30		
18	空制第 109 号	53. 8. 8	53. 8. 10		
19	空制第 145 号	53. 8. 8	53. 8. 10		
20	空制第 171 号	53. 9. 5	53. 9. 7		
21	空制第 193 号	53. 11. 29	53. 12. 15		
22	空制第 223 号	53. 12. 22	54. 3. 1		
23	空制第 204 号	54. 11. 24	54. 12. 10		
24	空制第 5 号	55. 2. 15	55. 4. 1		
25	空制第 70 号	55. 7. 4	55. 9. 4		
26	空制第 111 号	55. 10. 7	55. 11. 1		
27	空制第 171 号	56. 1. 16	56. 3. 1		
28	空制第 12 号	58. 2. 19	58. 4. 1		
29	空制第 229 号	59. 1. 18	59. 2. 16		
30	空制第 178 号	59. 10. 31	59. 12. 20		
31	空制第 26 号	60. 3. 13	60. 6. 1		
32	空制第 52 号	60. 4. 4	60. 4. 6		
33	空制第 401 号	60. 11. 12	60. 11. 21		
34	空制第 449 号	60. 12. 16	61. 1. 16		
35	空制第 46 号	61. 3. 24	61. 4. 10		
36	空制第 155 号	61. 5. 20	61. 7. 25		
37	空制第 248 号	61. 7. 22	61. 8. 10		
38	空制第 382 号	61. 9. 18	61. 10. 1		
39	空制第 292 号	62. 8. 12	62. 9. 1		
40	空制第 403 号	62. 10. 20	62. 10. 25		
41	空制第 437 号	62. 11. 10	62. 11. 19		
42	空制第 7 号	63. 1. 30	63. 2. 11		
43	空制第 75 号	63. 3. 14	63. 4. 1		
44	空制第 170 号	63. 6. 15	63. 7. 1		
45	空制第 172 号	63. 6. 16	63. 8. 25		
46	空制第 234 号	63. 7. 19	63. 7. 20		
47	空制第 381 号	63. 12. 9	63. 12. 15		
48	空制第 141 号	平成 1. 6. 26	平成 1. 7. 7		
49	空制第 348 号	1. 12. 26	2. 1. 1		
50	空制第 1 号	2. 2. 1	2. 3. 1		
51	空制第 363 号	3. 10. 31	3. 11. 1		

	改正番号	改正年月日	適用年月日	整理年月日	備考
52	空制第 287 号	4. 10. 14	4. 10. 15		
53	空制第 202 号	5. 6. 22	5. 7. 1		
54	空制第 245 号	5. 7. 21	5. 8. 3		
55	空制第 293 号	6. 7. 15	6. 7. 21		
56	空制第 416 号	6. 10. 20	6. 10. 25		
57	空制第 145 号	7. 5. 25	7. 6. 1		
58	空制第 412 号	7. 12. 27	8. 1. 4		
59	空制第 93 号	10. 3. 23	10. 4. 1		
60	空制第 260 号	10. 7. 24	10. 8. 13		
61	空制第 147 号	12. 3. 31	12. 4. 1		
62	国空制第 128 号	13. 3. 13	13. 3. 22		
63	国空制第 479 号	13. 11. 19	13. 11. 19		
64	国空制第 706 号	15. 3. 17	15. 4. 1		
65	国空制第 687 号	15. 3. 19	15. 3. 20		
66	国空制第 412 号	15. 10. 20	15. 10. 30		
67	国空制第 818 号	16. 3. 17	16. 3. 18		
68	国空制第 538 号	16. 11. 26	16. 12. 1		
69	国空制第 731 号	16. 12. 22	17. 2. 17		
70	国空制第 834 号	17. 2. 16	17. 4. 14		
71	国空制第 917 号	17. 3. 24	17. 4. 11		
72	国空制第 360 号	17. 9. 16	17. 10. 1		
73	国空保第 265 号	17. 9. 20	17. 10. 1		
74	国空制第 368 号	17. 9. 21	17. 9. 30		
75	国空制第 714 号	18. 2. 6	18. 2. 16		
76	国空制第 335 号	18. 9. 21	18. 10. 26		
77	国空制第 400 号	18. 10. 24	18. 10. 26		
78	国空総第 1277 号	19. 1. 9	19. 1. 9		
79	国空制第 3 号	19. 4. 9	19. 4. 9		
80	国空制第 3 号	19. 4. 9	19. 4. 12		
81	国空制第 3 号	19. 4. 9	19. 5. 10		
82	国空制第 133 号	19. 8. 8	19. 8. 8		
83	国空制第 133 号	19. 8. 8	19. 9. 27		
84	国空制第 605 号	20. 1. 17	20. 1. 17		
85	国空制第 710 号	20. 3. 10	20. 3. 13		
86	国空制第 710 号	20. 3. 10	20. 3. 25		
87	国空制第 139 号	20. 6. 27	20. 8. 28		
88	国空制第 625 号	20. 12. 11	20. 12. 18		
89	国空制第 709 号	21. 1. 23	21. 1. 23		
90	国空制第 464 号	21. 12. 16	22. 1. 14		
91	国空制第 610 号	22. 1. 13	22. 1. 14		
92	国空制第 128 号	22. 7. 8	22. 7. 29		
93	国空制第 298 号	22. 10. 6	22. 10. 21		
94	国空制第 550 号	23. 1. 12	23. 1. 13		
95	国空制第 90 号	23. 5. 17	23. 6. 2		
96	国空制第 90 号	23. 5. 17	23. 7. 1		
97	国空制第 162 号	23. 6. 23	23. 8. 25		
98	国空制第 58 号	23. 9. 6	23. 9. 22		
99	国空制第 58 号	23. 9. 6	23. 10. 1		
100	国空制第 281 号	23. 12. 13	24. 1. 12		
101	国空制第 308 号	23. 12. 13	24. 1. 12		
102	国空制第 368 号	24. 1. 18	24. 2. 1		

	改正番号	改正年月日	適用年月日	整理年月日	備考
103	国空制第 508 号	24. 3. 29	24. 5. 3		
104	国空制第 508 号	24. 3. 29	24. 5. 31		
105	国空制第 234 号	24. 8. 31	24. 9. 20		
106	国空制第 374 号	24. 11. 27	24. 11. 27		
107	国空制第 89 号	25. 5. 30	25. 6. 27		
108	国空制第 383 号	25. 11. 29	25. 12. 12		
109	国空制第 349 号	26. 10. 31	26. 11. 13		
110	国空制第 580 号	27. 3. 16	27. 3. 29		
111	国空制第 580 号	27. 3. 16	27. 4. 2		
112	国空制第 194 号	27. 7. 31	27. 8. 20		



(4) 回避措置	.....	(IV) - 15 - 2
(5) トラフィック解消の通報	.....	(IV) - 15 - 3
(6) レーダー気象情報及びチャフ情報	.....	(IV) - 15 - 3
別表1 二次レーダー管制機関別特定コード	.....	(IV) - 15 - 4
(参考) 米軍管制機関特定コード	.....	(IV) - 15 - 4
別表2 二次レーダー一般コード	.....	(IV) - 15 - 5
(V) 特別管制方式		
1 東京国際空港における同時LDA進入	.....	(V) - 1 - 1
(1) 適用	.....	(V) - 1 - 1
(2) 到着機に対する情報	.....	(V) - 1 - 1
(3) 進入機相互間の間隔	.....	(V) - 1 - 1
(4) ローカライザーコースへの誘導	.....	(V) - 1 - 2
(5) 通信の移管	.....	(V) - 1 - 2
(6) 同時LDA進入のレーダー監視	.....	(V) - 1 - 2
(7) 航空機への指示	.....	(V) - 1 - 2
(8) レーダー監視の終了	.....	(V) - 1 - 3
2 成田国際空港における同時平行出発	.....	(V) - 2 - 1
(1) 定義	.....	(V) - 2 - 1
(2) 適用	.....	(V) - 2 - 2
(3) 成田WAMによる位置確認	.....	(V) - 2 - 2
(4) 出発機に対する情報	.....	(V) - 2 - 3
(5) 出発機相互間の間隔	.....	(V) - 2 - 3
(6) 飛行場管制方式	.....	(V) - 2 - 3
(7) レーダー管制方式	.....	(V) - 2 - 4
(8) 成田WAMが使用できない場合の代替方式	.....	(V) - 2 - 4
3 データリンクによる管制承認	.....	(V) - 3 - 1
(1) 適用	.....	(V) - 3 - 1
(2) DCLの発出	.....	(V) - 3 - 1
(3) 復唱の確認	.....	(V) - 3 - 1
(4) DCLの変更・取消し	.....	(V) - 3 - 1
(VI) 緊急方式		
1 通則	.....	(VI) - 1 - 1
(1) 適用	.....	(VI) - 1 - 1
(2) 情報の収集	.....	(VI) - 1 - 1
(3) 緊急機に対する指示	.....	(VI) - 1 - 1
2 警急業務	.....	(VI) - 2 - 1
(1) 措置基準	.....	(VI) - 2 - 1



3	航空交通管制特別報告書取扱要領	VI-1
VII	訓練実施要領	
1	技能証明未取得者に対する訓練実施要領	VII-1
2	国内搭乗訓練実施要領	VII-2



IMMEDIATELY, HEADING [number] (,MAINTAIN [altitude] ).

〔例〕 Japanair 959, traffic alert, Japanair 959, turn right immediately, heading 010, maintain 4,000.

#### 【レーダー管制方式】

(7) a 出域管制席は、以下の場合は、直ちに管制下機に対し回避のための誘導を行うものとする。ただし、(II) 2 (2) 又は(IV) 6 (4) に規定された管制間隔が設定されている場合はこの限りではない。

(a) 管制下機が DNTZ に侵入した場合若しくは侵入するおそれのある場合又は隣接滑走路からの出発機が DNTZ に侵入した場合若しくは侵入することが確実であると判断した場合。

注 航空機の DNTZ への侵入とは、レーダーポジションシンボルの中心が DNTZ に侵入することをいう。

(b) (6) b 又は(8)の規定に基づく通報を受けた場合。ただし、当該機をレーダーで識別しており、DNTZ に侵入するおそれがないと判断した場合(周波数移管前に通報を受けた場合を含む。)はこの限りではない。

★トラフィックアラート、〔航空機無線呼出符号〕、速やかに左／右旋回、針路〔度数〕で飛行し(、〔高度〕を維持し)てください。

TRAFFIC ALERT, [repeat aircraft identification] , TURN LEFT/RIGHT IMMEDIATELY, HEADING [number] (,MAINTAIN [altitude] ).

b 出域管制席は、飛行場管制所の管制下にある出発機に対して回避のための誘導を行う必要がある場合は、飛行場管制席に対し、当該機を特定の磁針路で飛行させるよう指示するものとする。

c 回避のための誘導を行う航空機の高度が最低誘導高度未満である場合は、(IV) 7 (1) の規定にかかわらず、周辺の障害物を考慮した磁針路を指示するものとする。

d 回避のための誘導を開始した後は、両機間の間隔が増大するように誘導し、速やかに(IV) 6 (4) に規定された管制間隔を設定するものとする。

注 レーダー移送は、関係航空機間に(II) 2 (2) 又は(IV) 6 (4) に規定された管制間隔が確保された状態で行うものとする。

#### 【成田 WAM が使用できない場合の代替方式】

(8) 障害等により成田 WAM が使用できない場合には、飛行場管制席(監視担当)が出発機をレーダー識別されるまでの間継続して視認できる気象状態であれば、(2) d の条件が満たされていなくても同時平行出発を行うことができる。この場合において、飛行場管制席(監視担当)は、(6) b の規定にかかわらず、出発機同士の接近を目視により監視し、出発機が離陸直後に隣接滑走路からの出発機に接近すると判断した場合は、直ちに飛行場管制席及び出域管制席にその旨を通報するものとする。

### 3 データリンクによる管制承認

#### 【適用】

- (1) 東京国際空港、成田国際空港において出発機からデータリンクによる管制承認(Departure Clearance by data link-DCL)の要求を受けた場合は、データリンクにより管制承認を発出することができるものとする。

#### 【DCLの発出】

- (2) a 出発機から DCL の要求を受けた場合の管制承認の発出は、原則としてデータリンクにより行うものとする。ただし、必要に応じて音声通信により管制承認を発出することができるものとする。
- b 飛行場管制所は、出発機と音声通信により高度、経路等に係る調整を行った場合であっても、データリンクにより管制承認を伝達することができるものとする。
- c 飛行場管制所は、出発機に対し、データリンクと音声通信との組み合わせにより管制承認を伝達してはならない。ただし、(3)により復唱を確認した後に管制承認の一部を音声通信により変更する場合はこの限りでない。

#### 【復唱の確認】

- (3) 発出した DCL が正しく受領されているかの確認は、パイロットからの復唱にかえて、出発機からデータリンクにより送信される復唱メッセージの受信により行うものとする。

#### 【DCLの変更・取消し】

- (4) DCL の変更又は取消しは、原則として音声通信により行うものとする。